

千葉労働局発表  
令和6年10月29日

報道関係者各位

【照会先】  
厚生労働省 千葉労働局  
「過労死等防止啓発関係」  
労働基準部監督課  
監督課長 土田 容子  
主任監察監督官 星名 一成  
(電話) 043(221)2304  
「しわ寄せ」防止キャンペーン関係」  
雇用環境・均等室  
室長 篠山 賢一  
室長補佐 江畑 泉  
(電話) 043(221)2307

## 11月は『過労死等防止啓発月間』・ 『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』です！！

《シンポジウムの開催「過重労働解消」や「しわ寄せ」防止に向けたキャンペーンを実施します》

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるためのキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

また、大企業等による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの「しわ寄せ」を生じさせないよう『「しわ寄せ」防止キャンペーン月間』と位置づけて集中的な周知・啓発の取組を行っています。

千葉労働局(局長 岩野 剛)では、月間中、県民の皆様への周知・啓発を行うほか、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向け、以下の取組を行います。

### 1 過労死等防止啓発としての主な取り組み

#### (1) 国民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

開催日時：令和6年11月26日(火) 14:00～16:30

会場：千葉市民会館 小ホール(千葉市中央区要町1-1)

こちらのQRコード  
から申し込み可能！



#### (2) 過重労働解消キャンペーン

労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施にあたって、千葉労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力を文書で要請します。

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

千葉県内で労働時間の削減等に取り組んでいる企業と労働局長が意見交換を行います(11月28日に菱木運送株式会社(運送業)を訪問予定。取材申込方法等の詳細は別報)

(次ページに続く)

(前ページから)

#### 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

#### 労働相談を実施します

11月1日(金)から11月7日(木)(11月3日(日)・4日(振休)を除く。)を過重労働相談受付集中期間とし、労働局・労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

なお、同期間のうち、11月2日(土)には、特別労働相談受付日として「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、相談に対応します。匿名の相談も可能です。

#### <過重労働解消相談ダイヤル(無料)>

【実施日時】令和6年11月2日(土) 9:00 ~ 17:00

【フリーダイヤル】0120(794)713「なくしましょう 長い残業」

#### <相談窓口>

千葉労働局・県内の労働基準監督署

【開庁時間】平日 8:30~17:15

(連絡先は千葉労働局のホームページに掲載しています。)



労働条件相談ほっとライン(無料)[委託事業]

【受付時間】平日 17:00~22:00、土日祝日 9:00~21:00

【フリーダイヤル】0120(811)610

#### 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月から1月を中心に、オンライン等により「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を実施します。(無料でどなたでも参加できます。)

## 2 「しわ寄せ」防止キャンペーンとしての主な取組

### (1) 使用者団体等への要請

労働局長から使用者団体等に対し、「しわ寄せ」防止に係る協力を文書で要請します。

### (2) 「しわ寄せ」防止に向けて遵守すべき関係法令の周知徹底

令和元年11月に、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において採択された提言に基づき、千葉県内の全ての企業において、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど、「しわ寄せ」防止に向けて、相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。

「千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について(提言)」

# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム

千葉  
会場

働き続けることのできる社会へ  
過労死をゼロにし、健康で充実して

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加  
無料  
事前申込

日時 2024年11月26日(火)  
14:00~16:30 (受付13:00~)

会場 千葉市民会館 小ホール  
(千葉県千葉市中央区要町1-1)

主催:厚生労働省 後援:千葉県

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議、

3

千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、(一社)千葉県経営者協会、千葉県社会保険労務士会



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

# 千葉会場

## プログラム

- [開会挨拶、協力団体挨拶]
- [千葉労働局より現状の報告]
- [基調講演]

### 「パワハラのは発生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

- [過労死を考える家族の会 体験談]
- [閉会]

### 津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院  
ヘルスイノベーション研究科 教授



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授等を経て、2024年より現職。  
著書に『パワハラ上司を科学する』(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」等検討委員。

### ●会場のご案内

## 千葉市民会館 小ホール

(千葉県千葉市中央区要町1-1)

- ・JR「千葉駅」(JO28)東口より徒歩7分、「東千葉駅」(JO29)南口より徒歩3分
- ・京成「千葉駅」(KS59)より徒歩10分
- ・千葉都市モノレール1号線「栄町駅」より徒歩5分

### ●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX をお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →  同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当するにをお願いします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [   |                                    |                              |                                      |                              |                                | ]                            |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

# しごととより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、  
人生を豊かにしてくれるもの。  
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは  
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

## 労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、  
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



### ●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。  
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

# 0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や  
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け  
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



## ハラスメントに関するご相談は・・・

### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/  
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[https://www.mhlw.go.jp/content/  
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



### ●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの  
相談にも無料で応じています。

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



### ●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の  
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



## 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

### ●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に  
関することについて無料で相談に応じています。

# 0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00  
土・日 10:00~16:00  
(祝日及び年末年始を除く)



### ●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメン  
タルヘルス対策に取り組む事業者の方などの  
支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



### ●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を  
抱えていたら、相談してください。電話やSNS  
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための  
活動を行う

民間団体の  
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



過労死弁護団  
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>

全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



参加  
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル  
(月~金 9:00~17:30)

# 0570-080-082



リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します



**1 労使の主体的な取組を促進します**  
 使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

**2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します**  
 都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

**3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します**  
 長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

**4 労働相談を実施します**  
 11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

**相談無料**

なくしましろう 長い残業

**令和6年11月2日(土) 9:00~17:00** ☎ **0120-794-713**

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

**相談窓口の詳細** ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



**5 過重労働解消のためのセミナーを開催します**  
 事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。\*詳細は専用ホームページをご覧ください。

**参加費無料**

**専用ホームページ** ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>



**「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します**  
 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。  
 \*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

**参加費無料**

**専用ホームページ** ▶ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



**11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります**  
 大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

**「しわ寄せ」防止特設サイト** ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



7 **「しわ寄せ」防止特設サイト** ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



## 11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。 **無料** 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00  
 なくしましろう 長い残業

**過重労働解消相談ダイヤル** ☎ **0120-794-713** 

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK **過重労働解消キャンペーン** **検索**

11月1日~7日は、**過重労働相談受付集中期間**です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

**労働条件相談ほっとライン** ☎ **0120-811-610** 

【厚生労働省委託事業】 **相談受付時間** 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00

11月2日(土)は、SNS相談も実施しています

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知って  
いますか?

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

## 長時間労働が健康に与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



## 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

確かめよう労働条件サイト ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



たしかめたん



## 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

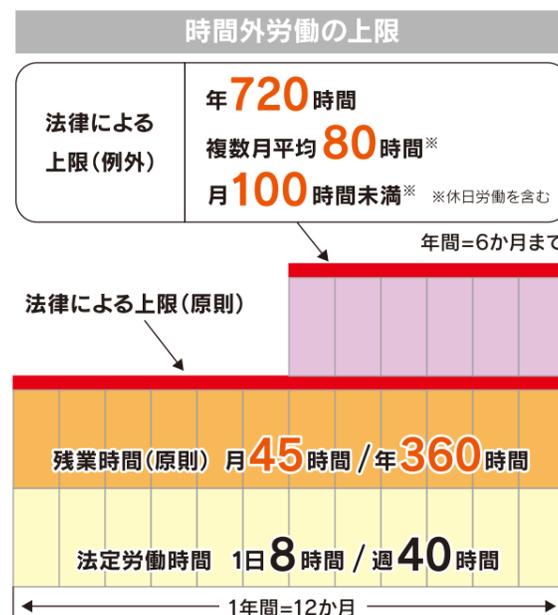
働き方・休み方改善ポータルサイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



# 過重労働による健康障害を防止するために

## 1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠参照)は必ず守ってください。
- 時間外労働は本来、臨時的な場合のみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1)に適合したものとなるようにしてください。
- 労働時間を適正に把握※2)してください。



## 2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上付与される労働者)。
- 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

## 有給休暇



## 3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- 勤務間インターバル制度※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- 具体的な措置の内容は、ガイドライン※4)を確認しましょう。

## 4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- 指針※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)  
 ※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)  
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み  
 ※4「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)  
 ※5「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)

知らなかったじゃ済まされない!

でも!? 知ってよかった!

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

全47回

・参加費

無料

# 過重労働解消

## のためのセミナー

実務的に使える  
知識やノウハウを  
提供いたします!



セミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を提供します。

### セミナー内容

- 01 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 02 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- 03 過重労働解消に関する企業の取り組み事例

開催日程: 2024年11月~2025年1月

開催時間: 対面150分、オンライン100分

開催方法: 全国22箇所に対面・25回のオンライン開催(詳細は裏面参照)

◆ほか、特別企画「業務効率化セミナー」を東京・大阪の会場で開催



お問合せ・セミナー受講のお申し込みはこちら

令和6年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」事務局 株式会社タスクールPlus

愛知県名古屋市中区千代田2-1-15 スター千代田ビル4階  
TEL: 050-5810-1032 (受付 / 平日 9:00-17:00)  
担当: 水口・山田

9

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

過重労働解消セミナー



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和6年度厚生労働省委託 就業環境整備・改善支援事業

# 開催スケジュール



会場開催 (22回) + オンライン開催 (25回)

## 会場開催 実施時間 14:00~16:30

開催地	開催日	会場	開催地	開催日	会場
北海道	11月19日(火)	かでの2.7 1060会議室	静岡	12月3日(火)	静岡市民文化会館 第1会議室
青森	12月10日(火)	アスパム 津軽会議室	愛知	11月26日(火)	ウインク愛知 中会議室1103
岩手	11月28日(木)	盛岡市民文化ホール 第2会議室	京都	12月4日(水)	みやこめっせ 大会議室
宮城	12月5日(木)	フォレスト仙台 第1、2会議室	大阪	1月10日(金)	エルおおさか 大会議室
群馬	11月28日(木)	昌賢学園まえばしホール (前橋市民文化会館) 第5会議室	岡山	12月19日(木)	岡山国際交流センター 3F研修室
埼玉	1月15日(水)	JA共済埼玉ビル 第一会議室	広島	11月20日(水)	広島市南区民文化センター 大会議室A
千葉	12月20日(金)	千葉県教育会館 303会議室	香川	1月17日(金)	サン・イレブン高松 2階研修室
東京	11月20日(水)	日本教育会館 第二会議室	福岡	11月27日(水)	福岡県教育会館 第一会議室
神奈川	12月18日(水)	横浜市技能文化会館 多目的ホール1(半面)	熊本	12月17日(火)	パレアくまもと県民交流館 会議室7
新潟	11月21日(木)	新潟市産業振興センター 中会議室	鹿児島	12月12日(木)	鹿児島県文化センター宝山ホール 第3 会議室
岐阜	11月22日(金)	岐阜市民会館 48会議室	沖縄	12月13日(金)	沖縄産業支援センター 会議室大

## オンライン開催 各回100分

オンライン開催は詳細テーマを深掘りして解説いたします。

※開催日ごとの詳細テーマはWebページをご確認ください

開催日	実施時間	開催日	実施時間	開催日	実施時間
11月7日(木)	14:00~	11月26日(火)	10:00~	12月12日(木)	14:00~
11月12日(火)	10:00~	11月26日(火)	14:00~	12月17日(火)	14:00~
11月12日(火)	14:00~	11月28日(木)	10:00~	12月19日(木)	14:00~
11月14日(木)	10:00~	11月28日(木)	14:00~	1月16日(木)	14:00~
11月14日(木)	14:00~	12月3日(火)	10:00~	1月21日(火)	14:00~
11月19日(火)	10:00~	12月3日(火)	14:00~	1月23日(木)	14:00~
11月19日(火)	14:00~	12月5日(木)	10:00~	1月28日(火)	14:00~
11月21日(木)	10:00~	12月5日(木)	14:00~		
11月21日(木)	14:00~	12月10日(火)	14:00~		

### 詳細テーマの例

#### 【A】こころ

過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法

#### 【B】からだ

過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法

#### 【C】リスク

裁判例から見る過重労働

## ◆特別企画◆ 業務効率化セミナー(2回)

開催地	開催日	開催時間	会場
東京	12月11日(水)	14:00~16:30	AP虎ノ門 Bルーム
大阪	11月29日(金)	14:00~16:30	新大阪丸ビル別館 4-3号室



そここのところ  
よろしく  
頼みますよ。

その無理な発注の  
「しわ寄せ」で  
取引先が途方に  
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」  
防止キャンペーン月間です。

STOP!  
しわ寄せ

仕様変更？  
この納期じゃ、  
無理よ。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！**

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止  
特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



# 大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!  
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。  
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。  
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」でもあります。  
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン

## 千葉県における働き方改革の推進に向けた 「しわ寄せ」の防止について（提言）

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

働き方改革関連法に基づき、罰則付きの時間外労働の上限規制や年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行されている。こうした中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は両立する課題であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止により、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現していく必要がある。

このため、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議においては、千葉県内のすべての企業において、時間外労働の上限規制が順守できる環境を整えられるよう、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」を防止することを目的に、他社との取引において取り組むべき事項について以下のとおり提言する。

1. 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図る。
2. 発注内容の頻繁な変更をできるだけ抑制する。
3. 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る。

千葉県  
千葉市  
千葉市長会  
千葉県町村会  
関東経済産業局  
千葉労働局

(一社) 千葉県経営者協会  
千葉県中小企業団体中央会  
(一社) 千葉県商工会議所連合会  
千葉県商工会連合会  
日本労働組合総連合会千葉県連合会  
(株) 千葉銀行  
千葉信用金庫

千葉県社会保険労務士会  
千葉県税理士会  
(公財) 千葉県産業振興センター  
(独) 千葉産業保健総合支援センター  
千葉働き方改革推進支援センター